

2026年6月19日  
NHK財団

## 男性の育児休業等と育児目的休暇の取得状況に関する情報公表について

### ●育児休業等と育児目的休暇※の取得割合

2025年度 取得割合算出該当者（配偶者が出産した男性労働者）なし

※妻（事実婚含む）出産休暇制度

対象期間：2025事業年度（2025年4月1日～2026年3月31日）

対象期間に育児休業等と育児目的休暇（小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度）を利用した男性労働者の合計数を配偶者が出産した男性労働者の数で除して算出。